

柏崎市中小企業等

女性活躍推進事業助成金をご活用ください

柏崎市では、女性が職場で能力を発揮し活躍できるよう、職場環境の整備などに取り組む中小企業等を応援しています。

1 対象者	<p>中小企業等とは、常時雇用する労働者が300人以下の企業、法人等とし、次のいずれにも該当する中小企業等の事業主を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none">柏崎市内に本社又は本部等を有すること。女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していること。ハッピー・パートナー企業に登録していること。納期限の到来した市税を完納していること。女性の活躍に関し改善すべき事情があり、その解消に向けて取り組むこと。 <p>※ 国、県その他支援機関等からの助成金等を受ける場合及び国又は地方公共団体が資本金の1/4以上を出資している法人は対象となりません。</p> <p>ハッピー・パートナー企業の登録については、以下のホームページをご覧ください。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seisaku/1208106072710.html</p> <p>※登録に費用はかかりません。</p>
2 数値目標および取組目標の設定	<ol style="list-style-type: none">自社の課題を分析し、改善すべき事情の解消に向けて、女性の活躍に関する数値目標（交付要綱の別表に該当するもの）を定めるものとします。数値目標の達成に向けて実施する取組目標（交付要綱の別表に該当するもの）を定めるものとします。 <p>※ 数値目標及び取組目標は、男女雇用機会均等法に反するものでないこと。</p>
3 対象経費	<p>対象経費：女性が活躍しやすい職場環境の整備等に必要な経費</p> <p>例：女性向けセミナーや研修の実施 両立支援制度に関するガイドブックの作成 就業規則の改正（労働基準監督署の受理印のあるもの） 女性が使いやすい器具の購入費 女性専用トイレまたは更衣室等の設置に係る工事費等</p>
4 対象外となるもの	<ol style="list-style-type: none">助成金の交付決定前に実施・発注したもの既存備品を同等品に買い替えるもの来客用の設備・備品と認められるもの自動車等車両・パソコン・家電など汎用性の高い備品
5 助成額	<ol style="list-style-type: none">ソフト面での二つ以上の取組目標を達成した場合 30万円備品購入やハード面での環境整備に要する経費の2/3以内（限度額50万円）取組目標達成後3年以内に数値目標を達成した場合 20万円 <p>※ (1)~(3)のそれぞれについて、各1回限りとする。</p>
6 申請方法	<p>申請書類を柏崎市のホームページからダウンロードしていただき、持参または書留による郵送にて提出してください。交付の可否と交付額は、市の規定により審査し、予算の範囲内で決定します。</p> <p>必要書類及び申請の流れについては、裏面をご覧ください。</p>
7 お問合せ	柏崎市産業振興部商業観光課 TEL0257-21-2335 FAX0257-22-5904

助成金交付手続の流れ・ご用意いただくもの

1 交付申請書の提出から交付決定までの流れ

(1) 交付申請書（添付書類を含む。）を提出（事業者⇒市）

《ご用意いただくもの》

- ・ 交付申請書（第1号様式）
- ・ 実施計画書
- ・ 収支予算書（備品購入またはハード面での環境整備事業の場合のみ）
- ・ 備品購入やハード整備事業に係る資料（見積書、工事図面、備品の場合はカタログ等）の写し
- ・ 労働協約または就業規則の写し
- ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の写し
- ・ ハッピー・パートナー企業登録証の写し
- ・ 直近の市税の納税証明書

※市役所1階3番窓口で発行します。証明書申請時に代表者印が必要です。

(2) 現地確認・書面審査を実施（市⇒事業者）

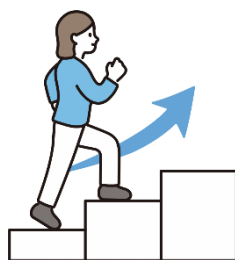
交付申請書受理後に、現地確認の有無および実施日などをお知らせします。

(3) 助成金の交付決定・不交付決定を通知（市⇒事業者） ※交付申請書受理から2～3週間程度を予定

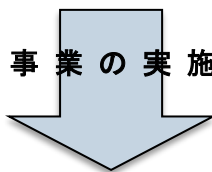
※助成金の対象事業に係る契約や発注などは、必ず交付決定後に行ってください。



（柏崎市ホームページ）



事業の実施



2 事業実施・支払完了後から助成金交付までの流れ

(1) 実績報告書の提出（事業者⇒市）

《ご用意いただくもの》

- ・ 実績報告書（第7号様式）
- ・ 実施報告書
- ・ 取組目標を達成したことを検証できる資料
- ・ 収支決算書（備品購入またはハード面での環境整備事業の場合のみ）
- ・ 支払いを証する書類（請求書および領収書の写し）
- ・ 備品使用時の写真、工事前後の図面・写真など

(2) 審査の実施（市⇒事業者）

助成金の対象となる事業の現物確認および成果に係るヒアリング等を実施させていただきます。

(3) 助成金の交付（市⇒事業者）

助成金の額の確定通知後、おおむね30日後に交付します。